

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 2 月 21 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 00 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 11 時 00 分
出 席 者	藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 栗津 明 南谷 清司 後藤 徹	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍 聴 者	花村 隆議員	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	石黒副市長 堀総務部長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	・ 3月定例会について ・ その他	

【開会＝午前 10 時 00 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項はタブレットに格納したとおりであります。まず、3月定例会についての協議を行います。局長から説明をお願いします。

議会事務局長

最初に事務局からお願いがあります。追加議案書については、執行部の説明終了後に回収をさせていただきますので、メモ等は別紙にてお願いします。

藤川委員長

市長提出案件について執行部から説明願います。副市長、お願いします。

副市長

それでは、令和7年2月28日開会の第1回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件について説明します。

付議する案件の内訳は専決処分の報告等3件、人事案件3件、令和7年度予算8件、条例の一部改正等18件、令和6年度補正予算1件、羽島市みらい共創プラン基本構想1件、市道路線の認定等2件、以上36件です。それでは順次説明します。

議案書の4ページをお願いします。「報第1号 専決処分の報告について」です。

令和6年12月11日、午後5時頃、羽島市内の医療機関駐車場内において、公用車が後退した際、後方に駐車してあった相手方車両の前部に接触し、損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。損害賠償額は34万9,300円で、相手方は羽島市在住の個人です。過失割合は市10割です。

次に5ページをお願いします。「報第2号 専決処分の報告について」です。

令和6年11月18日、午後3時23分頃、羽島市役所敷地内に設置した選挙投票所案内看板が強風で転倒し、当該看板に付随して設置したのぼりの先端が当該看板の側方に停車中であつた相手方車両の左前部に接触し、損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので報告するものです。損害賠償額は36万9,457円で、相手方は羽島市在住の個人です。過失割合は市10割です。

次に 6 ページをお願いします。「承第 1 号 専決処分の報告並びにその承認について」です。

7 ページの「専第 2 号 令和 6 年度 羽島市一般会計補正予算（第 10 号）」について、令和 7 年 1 月 15 日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。歳入歳出予算に 2 億 6,030 万 3,000 円を追加し、総額 288 億 9,390 万 7,000 円としたものです。補正内容はふるさと納税推進事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金です。財源は国庫補助金及び寄附金等を充てたものです。

次に 16 ページをお願いします。「諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

現委員の（個人名）さんの任期が、令和 7 年 6 月 30 日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に議案書とは別ファイルとなりますが、「議第 1 号から議第 8 号」までの 8 件は、「令和 7 年度羽島市一般会計、特別会計及び公営企業会計」の予算についてです。後ほど、令和 7 年度羽島市予算書及び令和 7 年度羽島市企業会計予算書をご覧ください。

なお、詳細は後日開催します議案詳細説明会にて担当部局長から説明させますのでよろしくお願いします。

次に議案書の 17 ページをお願いします。「議第 9 号 羽島市教育委員会教育長の任命について」です。

現教育長の（個人名）さんの任期が令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、引き続き教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものです。

次に 18 ページをお願いします。「議第 10 号 羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任について」です。

現委員の（個人名）さんの任期が令和 7 年 4 月 7 日に満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に 19 ページをお願いします。「議第 11 号 羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」です。

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関の名称及び所掌事務を変更等するため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、まず、「羽島市行政改革推進委員会」について、行政改革推進に関する調査審議は、今後、総合計画審議会では次期総合計画と一体的に実施するため、同委員会を廃止するものです。

次に「羽島市新しい時代の学校構想検討委員会」について、所期の目的を達成したことにより今後の委員会の役割

が変わるため、委員会の所掌事務を変更するとともに、名称を「羽島市学校構想推進協議会」に変更するものです。

さらに「羽島市幼保小連携推進協議会」について、所期の目的を達成したため廃止するものです。

次に 22 ページをお願いします。「議第 12 号 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」です。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に条項ずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。

また、児童手当の所得制限が撤廃され特例給付が廃止になったことに伴い、条例中の特例給付の字句を削るものです。

次に 25 ページをお願いします。「議第 13 号 羽島市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」です。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い条例を制定するものです。内容としては、法改正により刑罰における「懲役」及び「禁錮」が廃止され、それに代わって創設された「拘禁刑」へ一本化されたことに伴い、関係条例規定中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。

次に 31 ページをお願いします。「議第 14 号 羽島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について」です。

行政手続のオンライン化等を推進するために条例を制定するものです。内容としては、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、条例等において書面等により行うことが規定されている申請等の手続きについて、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため、条例を制定するものです。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に 37 ページをお願いします。「議第 15 号 羽島市電気自動車充電施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」です。

電気自動車充電施設を廃止するため条例を廃止するものです。内容としては、旧庁舎解体に伴い同施設を撤去する

ことから、条例を廃止するものです。

次に 38 ページをお願いします。「議第 16 号 羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、まず、フレックスタイム制の拡充として、一般の職員について、勤務時間の総量を維持した上で、育児・介護等の職員と同様に、勤務時間を割り振らない日を設けることが可能となるよう、勤務時間の割り振り基準及び手続きの見直しを行うものです。

次に仕事と生活の両立支援の拡充として、超過勤務の免除となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等を行うものです。

次に 52 ページをお願いします。「議第 17 号 羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、同法律の公布に伴い、法律の引用などの所要の規定の整備を行うものです。

次に 55 ページをお願いします。「議第 18 号 羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。主な改正内容をご説明します。議案要綱の 5 ページをお開きください。

「第 1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正」についてです。「1 扶養手当の改定」については、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を 1 万 3,000 円に引き上げるものです。「3 期末手当の改定」及び「4 勤勉手当の改定」についてはボーナスの改定で、一般職員等の令和 7 年度以降の 6 月期及び 12 月期のボーナスの支給割合を同じ割合とするものです。「6 給料表の改定」については、給料の最低水準の引き上げや、職責重視の給料体系への見直しを図るものです。その他、「第 2」において、常勤の特別職職員の令和 7 年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合を同じ割合とするとともに、「第 4」において、一般職の職員の期末手当の改定に伴い、会計年度任用職員の期末手当の準用における、読み替えを行う支給率の改正を行うものです。

なお、常勤の特別職職員の 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合を同じ割合とする改定に伴い、この条例を引用

する市議会議員についても同様の改定が行われることとなります。この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に議案書の103ページをお願いします。「議第19号 羽島市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、特殊勤務手当の種類を新たに2つ追加するものです。1つ目は、「教員特殊業務手当」で、幼稚園で特別な支援を必要とする幼児を担当する教諭に対し、月額5千円を支給するものです。なお、当該手当の対象となる幼稚園は西部幼稚園となります。2つ目は「災害応急作業等手当」で、職員が重大な災害が発生した場所等において、避難救助等の作業に従事した場合に、1日あたり最高で2,160円を支給するものです。

次に107ページをお願いします。「議第20号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、地籍調査について、インター南部西地区の調査が今年度完了し、来年度以降も新たな地区で調査が予定されています。今後、同測量図の交付・閲覧の申し出の増加が予想されることから、交付及び閲覧に対する手数料を規定するものです。なお、手数料は1件につき300円となります。

次に109ページをお願いします。「議第21号 羽島市適応指導教室条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、「適応指導教室」の名称が不適応者を指導するといった印象を与える恐れがあることから、その名称を「羽島市こどもサポートルーム」に改めるものです。

また、現在こどもサポートルームとして福祉ふれあい会館内に「のぞみ」を、小熊小学校内に「こだま」を設置していますが、新たに中島中学校内に新設し、その名称を「あさひ」とするものです。

次に113ページをお願いします。「議第22号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、家庭的保育事業者等は、保育支援、代替保育及び卒園後の受け皿となる連携施設を適切に確保しなければならないとされていますが、連携施設の確保が著しく困難で一定の要件を満たすと市が認める場合は、連携施設の確保を不要とするものです。

また、連携施設の確保が著しく困難な場合で、市が認める場合には、連携施設を確保しないことができる経過措置

期間を 10 年から 15 年に延長するものです。

併せて、栄養士法改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったため、当該条例中の施設の基準において「栄養士」の配置を求めている部分に「管理栄養士」を追加するものです。

なお、羽島市には家庭的保育事業に係る該当施設はございません。

次に 119 ページをお願いします。「議第 23 号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、先ほどの家庭的保育事業等に係る条例改正と同様の改正で、特定地域型保育事業者は連携施設の確保が著しく困難で、一定の要件を満たすと市が認める場合は、連携施設の確保は不要とするものです。

また、経過措置期間を 10 年から 15 年に延長するものです。

なお、羽島市には特定地域型保育に係る該当施設はございません。

次に 125 ページをお願いします。「議第 24 号 羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」です。

内容としては、令和 8 年度より地域子ども・子育て支援事業の一つとして全国的に実施が予定されている「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」について、本市では令和 7 年度より試行的に実施することを予定しております。そのため、当該事業の実施事業所についての認可基準を定め、その認可基準に沿って市が認可事務を行えるようにするため、新たに条例を制定するものです。条例の主な記載内容については、議案要綱 7 ページにございますので、後ほどお目通し願います。

次に 137 ページをお願いします。「議第 25 号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、県が策定する「岐阜県国民健康保険運営方針」においては、令和 12 年度以降、県内各市町村の保険料水準の統一を目指しており、県提示の賦課額に段階的に合わせていくため、令和 7 年度の国民健康保険税率等を引き上げるものです。

また、税率等の改正に合わせ、低所得者に対する軽減額の改正を行うものです。条例の主な記載内容については、議案要綱 9 ページにございますので、後ほどお目通し願います。

次に 143 ページをお願いします。「議第 26 号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、非常勤消防団員及び消防作業従事者等が公務上の災害によって被った損害を補償する補償基礎額について、引き上げを行うものです。

また、災害を被った団員等に配偶者や子等の扶養親族があった場合に支給される加算額について、その額を変更するものです。

次に 147 ページをお願いします。「議第 27 号 羽島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、現在、非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数区分は、5 年以上から 30 年以上の間で 6 区分ございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、勤務年数区分に新たに「35 年以上」を追加するものです。

次に 150 ページをお願いします。「議第 28 号 羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

改正内容としては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しで、学歴及び学科要件において土木工学科以外の課程を追加するとともに、技術上の実務に従事した経験年数の見直し等を行うものです。

次に 159 ページをお願いします。「議第 29 号 令和 6 年度羽島市一般会計補正予算（第 11 号）」についてです。

歳入歳出予算の総額に 1 億 2,946 万 8,000 円を追加し、総額を 290 億 2,337 万 5,000 円とするものです。補正内容は、子どものための教育・保育給付費及び福祉医療費助成事業等です。財源は国庫負担金及び基金繰入金等を充てるものです。

次に 165 ページをお願いします。「議第 30 号 羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）基本構想について」です。

羽島市第六次総合計画の計画期間が令和 6 年度に終了することに伴い新たな総合計画基本構想を定めるものです。内容については、別冊「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」を配付しておりますので、後ほどお目通しください。

	次に 166 ページをお願いします。「議第 31 号 市道路線の変更について」です。 道路法の規定により、167 ページのとおり、城屋敷 10 号線ほか 2 路線を変更したいので、議会の議決を求めるものです。 次に 174 ページをお願いします。「議第 32 号 市道路線の認定について」です。 道路法の規定により、175 ページのとおり、城屋敷 81 号線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。 以上、今定例会において審議をお願いする付議議案についてその概略を説明しました。なお、議第 29 号については、議会初日での議決をお願いしたいと思います。初日に議決を頂けましたら、引き続き追加案件として、補正予算に係る議案を 2 件提出させていただきますので、よろしくお願いします。
藤川委員長	ありがとうございます。ただいまの説明について、何かありますか。 (質問なし)
藤川委員長	引き続き追加案件について、副市長、説明願います。
副市長	それでは、議会初日に追加で提出させていただきます議案について、その概略を説明します。お手元に、現時点での原案としての議案書をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。 追加議案書の 3 ページをお願いします。「議第 33 号 令和 6 年度羽島市一般会計補正予算(第 12 号)」についてです。 歳入歳出予算の総額に 9 億 5,219 万 6,000 円を追加し、総額を 299 億 7,557 万 1,000 円とするものです。補正内容は、財政調整基金積立金及び小・中・義務教育学校施設改修事業等です。財源は地方交付税、国庫補助金及び市債等を充てるものです。 また、今年度内に終了しない 6 事業について、繰越明許費をお願いするものです。併せて地方債の補正をお願いするものです。 次に 15 ページをお願いします。「議第 34 号 令和 6 年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)」についてです。 歳入歳出予算の総額に 2,610 万 1,000 円を追加し、総額を 63 億 6,640 万 2,000 円とするものです。補正内容は、介

	護サービス給付費及び介護予防サービス費等です。財源は国庫負担金及び支払基金交付金等を充てるものです 以上、追加提出をお願いしたい議案について、その概略を説明しました。よろしくお願いします。
藤川委員長	ありがとうございました。市長提出案件全体について、何かありますか。
豊島委員	議案詳細説明はありがたいんですが、部局長の説明において、特に拡充や変更について、要点を掴んで説明される方と、ほとんど変わっていない事務費まで説明される方がいます。今頃言うのは遅いかもかもしれませんが、要領よくやられたほうが。私だけでなく、他の議員からも耳にしております。新規や拡充の説明がない場合もありますから。
副市長	そのように部局長には指導しておきます。現状、時間配分は例年を参考に行ってますので、そういったところもあると思います。新年度予算につきましてはポイントを押さえて説明させていただきます。
栗津委員	追加議案が初日から出てくるわけですが、最初から入れることはできないですか。
副市長	今回初日で議決をお願いするものは、国庫補助金の関係で、3月末で事業完了を予定しているものになります。初日に議決を頂いたら、3月末で契約等を行えるものになりますので、初日に議決をお願いすることとなりました。本来は追加議案のものを当初に上程する予定だったんですが、そういった経緯で2段構えをしています。 また、国等との関係もありますので、国の方針が変わった場合は最終日に補正をお願いすることもあります。なるべくそういったことはなくしたいんですが、国の補助金がついた場合は、今までも最終日の議決をお願いしたこともありましたが、今後をお願いすることがあります。決して議会を軽視しているわけではございませんので、ご理解して頂けたらと思います。
藤川委員長	他にございますか。 (質問なし)

藤川委員長	それではありがとうございました。執行部は退出頂いて結構です。 (執行部退席)
藤川委員長	次に請願について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	昨日までに受け付けました請願は0件です。
藤川委員長	次に陳情について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	昨日までに受け付けました陳情・要望は2件です。陳情第1号「市民と共に「いじめ」「自殺」児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情」、陳情第2号「人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情」であります。 この陳情の扱いについては従来どおり、本会議場において写しを配付するということをお願いしたいと思います。
藤川委員長	次に議案の付託先について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	先ほど副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は専決処分の報告等3件、人事案件3件、令和7年度予算8件、条例の一部改正等18件、令和6年度補正予算1件、羽島市みらい共創プラン基本構想1件、市道路線の認定等2件、計36件であります。 また、補正予算に関する議案1件は、2月28日の開会日に質疑、委員会付託を省略し、討論、採決までお願いすることになります。 その後、補正予算関係議案の議第33号及び議第34号が追加提案されますので、追加議案提出後の議案数は37件となります。 また、付議される案件のうち、専決処分の報第1号、報第2号及び承第1号と、人事案件の諮第1号、議第9号、議第10号の6件は委員会付託を省略いたしますので、議案の付託は総務委員会13件、民生文教委員会6件、産業建設委員会4件、計23件になります。 なお、議第1号から議第8号の当初予算の8件は、予算決算特別委員会へ付託することとなりますが、会議規則第

	36 条に基づき、議決により付託することとなりますので、よろしくお願いします。
藤川委員長	局長から説明のあったとおり付託してよろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	次に会期日程について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	会期は 2 月 28 日から 3 月 27 日までの 28 日間。日程については、初日 28 日は議長から諸般の報告を願い、「ごみ処理施設建設特別委員会の廃止について」を議長発議として、議題として頂き、採決まで進めて頂きます。この案件については令和 6 年 11 月 29 日の全員協議会で廃止について賛成多数で了承を頂きましたが、議会の構成に関する案件ですので、最初に議題とさせて頂いております。 次に市長提出案件の説明後、議第 29 号について質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めて頂きます。 その後、補正予算関係議案が提出された場合は、日程に追加し、議案の説明を願い、初日は散会となります。 3 月 1 日から 3 月 10 日までは休会。3 月 3 日及び 3 月 4 日に議案詳細説明を行います。11 日から 14 日までは一般質問。15 日から 17 日までは休会。18 日は議案質疑、委員会付託。委員会付託省略の 6 件のうち承第 1 号及び諮第 1 号、議第 9 号、議第 10 号の 4 件は討論・採決までお願いします。 また、本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。19 日から 26 日までは本会議は休会とし、休会中の 19 日は予算決算特別委員会の総務関連質疑、総務委員会。20 日は予算決算特別委員会の民文関連質疑、民生文教委員会。24 日は予算決算特別委員会の産建関連質疑及び全体の討論、採決と産業建設委員会をそれぞれ開催し、付託案件の審査をお願いします。最終日 27 日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めて頂きたいと思います。 代表質問につきましては、3 月定例会は自民清和会、自民クラブ、公明党、元気・羽島クラブ、正統派クラブ、日本維新の会、日本共産党羽島市議団の順となりますのでよろしくお願いします。 なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後 2 時までに紙ベースで提出頂くこととなっていますが、紙での提出にあわせ、極力メール等にてデータでも提出頂く

	ようをお願いしたいと思います。 議員間討議につきましては、3月18日の議案質疑終了後に行って頂きますが、テーマの決定を3月4日の議案詳細説明後に行って頂きますので、よろしくお願いします。 質疑における連絡について、別紙日程案をご覧ください。議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前とし、18日の議案質疑は、2日前の14日金曜日まで、19日の予算決算総務分と総務委員会は、17日月曜日まで、21日の予算決算民文分と民生文教委員会は、18日火曜日まで、24日の予算決算産建分と産業建設委員会は、19日水曜日までとなりますので、よろしくお願いします。 全員協議会、正副委員長会議等の開催についてですが、3月3日月曜日の議案詳細説明会終了後、全員協議会を開催いたします。その後、正副委員長会議を開催し、行政視察の提言についての協議を行って頂き、各委員会協議会でまとめてもらう方向で進めて頂きたいと考えています。また、直近の全員協議会で報告後、市長に提言して頂きたいと考えています。 また、市議会委員会条例及び市議会会議規則改正に係る発議についての議会運営委員会を、3月18日火曜日を目途に開催して頂き、最終日に改正案を委員会から発議する方向で協議頂くこととなりますので、よろしくお願いします。議案詳細説明会2日目の終了後は、議員間討議におけるテーマ決めを行います。全日程終了後、議会だより編集にかかる広報広聴委員会を開催しますので、よろしくお願いします。
藤川委員長	局長から説明のあったとおり進めてよろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	では、そのように取り計らうことといたします。3月定例会のその他について、何かありますか。 (意見なし)
藤川委員長	以上で3月定例会についての協議を終了します。 次に議会基本条例の達成状況に関する評価、点検についてを議題といたします。本日は、全議員から提出頂きました検証結果を集計し、市議会としてのとりまとめを行って

	いきたいと思います。 お手元には「総括表」として、あらかじめタブレットに配付してあります。各議員の採点を取りまとめた評価、自由記述欄への記述を列記しております。あわせて「評価コメント」欄には、市議会としての総括及び今後の課題や取り組んでいくことについて考え方を挙げさせて頂いております。ご意見などございましたらご発言願います。 これは公表するんですか。
議会事務局長	4年に1回の見直しは公表します。昨年度はその関係で公表しました。
藤川委員長	ご意見ないようでしたら、こちらで全議員に共有したいと思います。 (異議なし)
藤川委員長	では、そのように進めさせていただきます。よろしくお願いします。 次に11月20日に行いました市議会安否確認訓練の総括について協議します。提出頂いたシートをまとめた資料を配付してありますのでご覧ください。今回の結果では、すべての項目において、自己評価の5段階評価で、得点及び達成率で前回を上回る結果となっております。この資料についてご意見などありましたらご発言願います。 (意見なし)
藤川委員長	検討事項シートについては、前回同様、全員協議会でご協議願ひ、議会としての評価としてとりまとめ、HPなどで公表していきたいと考えますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤川委員長	そのように進めさせていただきます。よろしくお願いします。 次にオンライン委員会運営要綱の改正について、議会改革特別委員会より報告願います。
安井議会改革特別委員長	議会改革特別委員会より報告します。今後オンライン委員会を開催するにあたって、委員会条例、会議規則の改正を踏まえ、オンライン委員会運営要綱の改正も必要となり、

藤川委員長	委員会で協議しました結果、お手元に配付してあります要綱案のとおり改正することとなりました。 なお、この要綱の改正については改正事項が多く、新旧対照表のとおり改正項目が複雑となるため、全部改正としてあります。 ただいまの改正案について、何かご意見等がありましたらご発言願います。 (意見なし)
藤川委員長	では、このように改正案として決定してよろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	では、この改正案を議長に報告し、全員協議会で協議願うこととします。 次にハラスメント条例について連絡いたします。先日の行政視察において、ハラスメント条例制定済の先進地である川越市を視察いたしました。羽島市議会においても、ハラスメントを防止する抑止力として、また、実際にハラスメントが起きてしまった場合に、迅速な調査と事案への対応を行うため、条例を制定してはどうかと考えております。 今回は条例を制定するかどうかは協議しませんが、仮に条例を制定する場合、紙でお配りした資料のように、いくつか論点整理する部分があるかと思います。次回、3月中旬ごろに委員会を開会する予定ですので、それまでに条例を制定するべきかどうかを決めて頂き、条例を制定する場合は論点整理に書いてあることの自分の意見を、次回の委員会で発言して頂きたいと思います。 その他、こういったことを議論するべきではないか、というご意見がございましたら、順次、事務局までご連絡ください。 議長、何かありましたらお願いします。 (発言なし) 藤川委員長 副議長、何かありましたらお願いします。 (発言なし)

藤川委員長	それでは、これで議会運営委員会を閉会します。ご苦労様でした。 【閉会＝午前 11 時 00 分】
-------	--